

4月1日
から

市役所の組織の一部が変わります

太字は変更箇所を示しています。(カッコ内は変更の概要)

問 企画政策課企画政策係 (内線2282)

旧組織	新組織	旧組織	新組織
総務部 (再編) 秘書課 庶務課 庶務・文書法規係 選挙係 検査室 環境経済・教育分室 人事課 人事研修係 給与厚生係 企画政策課 情報推進課 人権推進課 市政情報課	総合政策部 企画政策課 財政課※ 情報推進課 アセットマネジメント推進課 管理・計画係 施設係 総務部 秘書課 庶務課 庶務・文書法規係 管財係 選挙係 検査室 環境経済・教育分室 人事課 人事研修係 給与厚生係 職員健康支援室 (新設) 人権推進課※ 市政情報課 市民税課 資産税課 収納課	市民部 国民健康保険課 (部移動) 健康・子ども未来部 (分割) 健康医療課 新型コロナウイルスワクチン対策課 中央保健センター 子ども未来課 保育課 スポーツ振興課 建設部 都市計画課 計画・堤防対策係 開発指導係 圏央道推進室 都市整備課 都市施設整備係 住宅係 市街地整備推進室 福祉部 社会福祉課	健康スポーツ部 健康医療課 新型コロナウイルスワクチン対策課 中央保健センター 国民健康保険課 スポーツ振興課 子ども未来部 子ども未来課 保育課 建設部 都市計画課 計画・堤防対策係 開発指導係 都市整備課 都市施設整備係 住宅係 産業拠点整備推進課 (新設) スマートIC推進係 産業基盤推進係 福祉部 社会福祉課 (新設) 「ふくし総合相談窓口」 (社会福祉係内) 教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 人権教育係 文化振興係 図書館係 中央公民館 (廃止) 公民館事業推進室 (新設)

※次の課は配置が変わります。
財政課……本庁舎4階へ移転
人権推進課……本庁舎3階へ移転
文化財保護課……鷲宮総合支所3階へ移転
学校給食課……学校給食センターへ移転



詳細は市ホームページをご覧ください。▲

4月1日
から

市内公民館がコミュニティセンターに変わります

問 市民生活課市民活動推進係 (内線2625) / 中央公民館 ☎21-1550

変更前	変更後
中央公民館	久喜中央コミュニティセンター
青葉公民館	青葉コミュニティセンター
南公民館	久喜南コミュニティセンター
西公民館	清久コミュニティセンター
東公民館	久喜東コミュニティセンター
森下公民館	森下コミュニティセンター
栗橋公民館	栗橋中央コミュニティセンター
鷲宮公民館	鷲宮中央コミュニティセンター

休館日・減免・予約方法

従来の公民館と同様

貸出時間

1時間単位の貸し出しへ変更 (使用料も変更)

利用者の幅を広げ、従来の社会教育の場という公民館の役割にとどまらず、市民活動や地域コミュニティ活動の拠点となり、市民との「協働・共創のまちづくり」をさらに活性化できる施設となるよう、市内公民館をコミュニティセンターに移行します。詳細は市ホームページをご覧ください。



なお、公民館のコミュニティセンター化に伴い、従来のコミュニティセンター (菅浦・栗橋・鷲宮東・鷲宮西コミュニティセンター) に抽選予約を追加します。従来どおり、3カ月前の先着予約も可能です。

4/9 (日) 埼玉県議会議員一般選挙

その一票 あなたの大事な 意思表示
(久喜市明るい選挙啓発標語)



問 市選挙管理委員会事務局 (内線2247)



特設ページ

告示日：3月31日(金)
～久喜市は東第4区、定数は2人です～

投票できる方

次の要件にあてはまり、久喜市の選挙人名簿に登録されている方



- ▶平成17年4月10日までに生まれた方
- ▶令和4年12月30日までに転入の届け出をし、引き続き久喜市の住民基本台帳に登録されている方

令和4年12月31日以降に市内に転入した方

久喜市での投票はできません。ただし、県内他市町村から転入した方は、選挙人名簿に登録されている従前の県内住所地で投票できます。

令和4年12月31日以降に県内他市町村へ転出した方

久喜市に3カ月以上住民登録があり、選挙人名簿に登録されている方は、久喜市で投票できます。投票には、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」(3月31日(告示日)以降に発行されたもの)を持参するか、投票所において引き続き県内に住所を有する旨の申し出により確認を受けてください。(確認には時間を要します)

入場整理券

世帯ごとにまとめて郵送します。投票の際は自分の名前が記載された入場整理券をお持ちください。※紛失等の場合でも、投票所で本人確認ができれば投票できます。

代理投票・点字投票

身体の障がいなどにより、自ら候補者の氏名を書くことができない方は「代理投票」(係員による代筆)を、また、目の不自由な方は「点字投票」を行うことができます。

不在者投票

該当すると思われる方は、お早めにお問い合わせ・お手続きをお願いします。

▶滞在地で投票する方

市外に長期滞在している方は、事前に投票用紙などを請求し、滞在地で投票できます。

▶指定病院・施設等に入院・入所している方

施設内で投票できます。施設職員に申し出てください。

▶身体に重度の障がい等がある方

一定の要件に該当する場合は、郵便等投票証明書の交付を受けて、自宅等郵便等により投票できます。

▶新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養している方

一定の要件に該当する方は、療養場所から投票できます。

期日前投票

投票場所	市役所 (本庁舎) 各総合支所	モラージュ菅浦3階 モラージュホール	クッキープラザ3階 期日前投票所スペース	ふれあいセンター久喜 3階 第4会議室
時間	8:30~20:00	10:00~20:00	12:00~20:00	10:00~18:00
期間	4月1日(出)~8日(出)			4月6日(木)~8日(出)

※投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行う日にまだ18歳に達していない方は、手続きが異なりますので、受付の際にお申し出ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所内での感染防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。

投票所における感染症対策



有権者の皆様へお願い



投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。